

敷田年治『古事記標注』の翻刻と研究

井上 隼人
小野 諒巳

一、はじめに―敷田年治略年譜

本研究は、敷田年治『古事記標注』（七冊、明治十一年〔一八七八〕刊行）の翻刻と研究を行い、近代における『古事記』研究の実態と価値を明らかにするものである。研究を進めるにあたって、まず敷田年治の経歴および研究業績について触れておきたい。敷田年治は大阪を中心に活躍をした、明治期を代表する国学者である。記紀・風土記等の国典の注釈をはじめとした膨大な量の著述を残すとともに、皇學館や自らが開いた私塾で教鞭を執り、後進の育成にも務めた人物である。その詳細な経歴はすでに高梨光司『敷田年治翁伝』（播仁文庫、大正十五年四月）や『国学者伝記集成』（続巻、名著刊行会、昭和四十七年五月）、足立信治『敷田年治―その学問と実践運動―』（私家版、昭和六十三年七月）、管宗次『敷田年治研究』（和泉書院、平成十四年一月）などにまとめられている。また、『古事記標注』の翻刻本文を収める小野田光雄校注『神道大系 古典註釈編一 古事記註釈』（神道大系編纂会、平成二年三月）もその解題で敷田年治の略年譜と著作一覧を掲げているため、以下これらの業績を参照しつつ簡単に生い立ちを振り返ってみたい。

○文化十四年（一八一七）七月二十日、豊前国宇佐郡敷田邑八龍宮の神官を務める宮本常陸介兼継の次男として生まれる。幼名を主計之介（上総）という。幼くして父を亡くす。

○天保二年（一八三一）、家を出て諸国を流浪する（十五歳）。流浪は五年間におよび、この間独学で国典を学んではらしい。

○天保十年（一八三九）、四日市市蛭児神社の神官吉松能登守の養子となり、吉松伊勢守と称して名を仲治と改める（二十三歳）。

○弘化三年（一八四六）、従五位下に叙され、名を敷田年治と改める（三十歳）。この頃、帆足万里に師事して漢学を学んでいる。

○嘉永六年（一八五三）、江戸に遊学し、諸藩勤王の徒と交わる（三十七歳）。

○文久三年（一八六三）、和学講談所の教官となり鈴木重胤、黒川春村、木村正辞らと親交を重ねる（四十七歳）。

○慶応四年（明治元年、一八六八）、江戸を離れ大阪国学講習所学士となる（五十二歳）。

○明治二年（一八六九）、佐土原藩藩校の教授に着任（五十三歳）。明治四年（一八七二）、廃藩置県。

○明治五年（一八七二）、河内国茨田郡門真に閑居し、著述活動に励む（五十六歳）。本研究で対象とする『古事記標注』が出来上がったのはこの頃であり、明治七年起筆、同八年に校了。同十一年に刊行されている。

○明治十四年（一八八一）、皇學館教頭に着任する（六十五歳）。以後三年間、久邇宮巖麿王（後の賀陽宮邦憲王）の侍読を兼ねた。

○明治十六年（一八八三）、病のため河内に帰る（六十七歳）。以後、大阪西区北堀江御池橋に住まいを移して百園塾

を開き、国学を教授。何度か転居している。

○明治三十五年（一九〇二）一月三十日、没（八十六歳）。遺稿は妻と門人によって整理され、「敷田年治先生著書目録」がまとめられる。

以上が敷田年治の略歴である。次に、敷田の著作のなかでも特に『古事記標注』を取り上げて研究を行うことの意義を、同書が著されるまでの近世から近代期の『古事記』研究史を略述することで述べてみたい。

二、敷田年治『古事記標注』研究の意義

近世期における『古事記』の研究成果として（また『古事記』研究史における最も重要な成果として）挙げるべきは、本居宣長『古事記伝』（四十四巻、文政五年〔一八二二〕刊行）であろう。その文献学的・実証主義的態度によって為された緻密な訓詁注釈は国学の確立に大きく寄与し、今なお多大な影響を与え続けている。しかし、山田孝雄が「古事記研究史上に不滅の偉績」と評しながらも「未だ不充分、不徹底なる點あるは免れざるなり。又本文校訂に於ても材料の不足とその粗悪なるものに據りし爲、不十分の點多く、同時に首肯し難き點も存す。訓法に於ても修正せらるべき點あり、語釋に於ても未だ思ひ得ざりし點多かれども……」（『古事記諸本解題』國幣中社^{志波彦彦社}藏版、昭和十五年十一月）と述べているように、本文校訂・訓読・解釈の各面において再検討を要する点も少なくない。

宣長の学問に対する反駁はすでに近世期からなされており、その代表的な例として富士谷御杖『古事記燈』（二巻、文化五年〔一八〇八〕刊行）、橘守部『難古事記伝』（五巻、天保十三年〔一八四二〕）が挙げられる。ただし、前者

は言霊説の展開を中心とした研究書のひとつであり、後者は上巻のみを対象とした論難であって、いずれも体系的に『古事記伝』の見直しを図ったものではない。

近代に入ってから『古訓古事記』を底本とし、『古事記伝』の説を抄出して標注を施した村上忠順『古事記標注』（三卷、明治七年〔一八七四〕刊行）、序文を対象に注解を施した亀田鶯谷『古事記序解』（一卷、明治九年〔一八七六〕刊行）、序文・上巻を対象として注解を施した呉来安『古事記通玄解』（三卷、明治十一年〔一八七八〕刊行）などが著された。しかし、これらは『古事記伝』の粗述に留まるか、もしくは『古事記』の一部を対象に注釈を行ったものであり、その規模と研究史的意義において『古事記伝』に並ぶとは言えない。

このような近世以来の『古事記』研究史のなかで、『古事記』全巻を対象とし、なおかつ独自に訓を施して要語解説を行った注釈書として注目されるのが、本研究で取り上げる敷田年治『古事記標注』である。本書はすでに管宗次によって凡例（「標注を見るに便とすべき條々」^{ヨチヲチ}）をもとにした簡にして要を得た解説がなされているが（前掲書所収）、同箇所は『古事記標注』の研究史上の位置を確認するうえで重要な点を含むと思われるため、本稿でも特に次の三点を取り上げてその意義を述べてみたい。

- 此記の異本どもハ、古事記傳に、數多見比たれば、今其に従ひつ、但訓は從ひがたきも多かり、然ハ彼傳にハ、よミがたきをバ、三四字もよミ棄^テ、或は本文になき事を、三四字も讀^ミ殖せるがおほかり、如斯ハ、古傳ハ作物となりて、古意を失へるが多かり、故此標注ハ努^メて其訓を其文字に配^リつ、見む人等閑になよミ過しぞ
- 説を作^リ出^テむとして、是ハ何の約り、何の略語、何の轉音など、二傳の撰者をはじめ、凡古學^{ソヘ}びに關かるもの、

かかる僻事に洩るものを聞ず、抑反切略語轉音等ハ、それぞれ定格あるものにて其格によらずして、私に延約、或ハ略き轉しなどすなるハ、悉妄説也としるべし、然妄切等に目馴れたる人、此標注を訝るべからず、若承ひきがたくバ、音韻啓蒙を見るべし

○神名等猥に名義を、解かむとすなるハ、可畏業なれば、義理の顯はれざるをバ、考なしとして措つ、此外近世の學風として、是ハ何神に坐し、是ハ何神と同神などと云、或ハ惡神の名を負奉て天道是非の理を説むとするなど、摠て古傳になき事也、かかる流弊に泥める人、惑ふべからず

一点目は『古事記伝』の訓の見直しを述べたものであり、『古事記伝』の成果に負いながらもより文字に即した訓みを施すという著者の立場を明確に表している。宣長の「漢のふりの厠らぬ、清らかなる古語」を求めた訓読が文字から乖離する傾向にあることは、倉野憲司「宣長の古事記訓法の批判―主として第三人稱の代名詞について―」（『古事記年報』2号、昭和三十年一月）をはじめとした諸氏の指摘があり、『古事記』の本文校訂・訓読は特に戦後になってから『古事記伝』の批判を足がかりとして大きく研究が進展していくが、『古事記標注』による『古事記伝』の訓の見直しは、それらの先駆けと位置づけることができよう。

二つ目は、近世以来行われてきた延約通略説による語句解釈を排することを述べたものである。延約通略説は賀茂真淵が『語意考』（一卷、明和六年〔一七六九〕）で取り上げて以来、近世期を通じて広く用いられた考え方である。しかし、「つりばり」の約が「ち」であると説くなど語源の説明や語釈に濫用されたくらいがあり、大国隆正『通略延約弁』（天保四年〔一八三四〕）や鹿持雅澄『雅言成法』（二卷、天保六年〔一八三五〕）等が批判してから大きく見

直された説である（『国語学辞典』「延約通略」の項による）。延約通略説は、いわば近世中期から後期を象徴する考察方法であると言えようが、『古事記標注』はこれに対する批判を取り入れて語釈を施している点に近代的な『古事記』研究の幕開けを見て取ることができよう（なお右の引用文でも言及されているように、敷田にも『音韻啓蒙』（二冊、明治七年〔一八七四〕）という延約通略説に対する批判がある）。

三つ目は神名解釈に対する方針を述べたものである。不明なものには強いて解釈を施さないという著者の姿勢は、神名の結びつきをもとに不用意な関連づけを行う近世以来の注釈態度への批判へと展開している。今日の水準から見れば必ずしも徹底しない面があるものの、それまでの研究姿勢に対する反駁を試みていることは注目に値すると言えよう。

以上の点をまとめれば、敷田年治『古事記標注』は、近世から近代へ移行するなかで『古事記』研究がいかに近代化を遂げていったかを如実に示す研究成果と意義づけられる。前掲した山田孝雄『古事記諸本解題』では「獨特の異説と見るべき點も少からざれども古事記本文の校合はよく爲され、註釋も『古事記傳』以降の著としては一家の見を示せるものあれば注意すべきものなり」と評されている。また萩原浅男「古事記研究書解題」（久松潜一編『古事記大成 1 研究史篇』平凡社、昭和三十一年十一月）では「今日からみても簡便要を得た註釋書として、利用價值は充分にある」と述べられており、今なお重要な価値を持つと言つてよいであろう。

しかし、このような重要な意義を持つ注釈書はあるものの、同書はこれまでの研究において充分活用されてきたとは言い難い。その最も大きな理由として、和装の刊本のみで流通してきたため容易に参照できる環境が整っていなかったことが挙げられる。小野田光雄による翻刻本文が前掲『神道大系』に収録されてはいるものの、上巻部分（全

七冊のうち上巻之上から上巻之下の三冊分）の翻刻であり、全文が提供されているわけではない。『古事記』研究史を正しく捉えて今後の研究のあり方を考えるためにも、敷田年治『古事記標注』を参照しやすい形で提供することは、極めて重要な意義を持つと言えよう。

三、本研究の目的と進め方

以上の観点にもとづき、本研究では敷田年治『古事記標注』の翻刻を行い、その本文を参照しやすい形で提供することを目的とする。ただし、翻刻本文を提供するだけでは現在の『古事記』研究の進展を鑑みた場合、必ずしも今日的な意義を持つとは言い難いであろう。そこで本研究では、敷田が見直しを図った『古事記伝』の訓および所説との比較を行い、相違点を把握できるように注釈本文を掲げることとした。具体的には頭注欄を設け、『古事記伝』との異訓・異説をあわせて注釈本文を参照できるよう紙面を構成した。これは前述した『古事記標注』の研究史的意義を、注釈を利用しながら把握できるようにするための措置である。無論、この比較には作成者の視点が入るため、恣意的な面があることを恐れる。利用される諸賢にあつては、本稿で示す比較がひとつの研究成果である点を念頭に置いて使用して頂ければ幸いである。

なお、前述したように上巻部分は小野田光雄によって翻刻本文の提供が行われているため、本研究では中巻部分（『古事記標注』中巻之上・下）から作成を進めていく。作成し終えた部分は本プロジェクトの成果を公にする『古事記学』等の雑誌媒体で順次発表を行い、公共の利用に資するよう努めていく。

凡例

- 一、敷田年治『古事記標注』は、森吉兵衛出版（明治十一年六月刊、裏表紙見返しに文榮堂前川善兵衛の書肆名あり）七冊を底本とした。
- 一、翻刻は異体字・変体仮名を含め、底本の文字を出来るだけ忠実に活字化するように努めた。なお、底本の欠損等により判読不能の箇所は、□によって示した。
- 一、底本では注釈の区切りを示す○印がすべて追込みにしてあるが、読みやすさを考慮して○印ごとに改行した。
- 一、翻刻本文は二段組みで示し、下段に『古事記標注』の本文、上段に本居宣長『古事記伝』の説を抄出して掲げた。『古事記伝』は大野晋編『本居宣長全集』第九巻／＼第十二巻（筑摩書房、昭和四十三年七月／＼昭和四十九年三月）を用いた。
- 一、『古事記標注』の本文と訓読は『古事記伝』と校合を行い、『古事記伝』に異同がある場合は上段にその旨を記した。校異は片仮名を付して示し、異訓は算用数字を用いて示した。
- 一、『古事記伝』の注釈は、『古事記標注』と異なる見解が示されている箇所を抄出した。
- 一、『古事記標注』の本文翻刻は小野諒巳が行い、『古事記伝』との比較検討は井上隼人が行った。

古事記標注中卷之上

敷田年治謹注

カムヤマトイハレビコノミコト
神倭伊波禮毘古命
白レ伊下五
字以レ音

○神倭伊波禮毘古ハ、後に神武と、マフシ謚奉れり、この御謚號ハ、淡海ノ御船
と云^ヒし人、奉^レ敕撰、と日本紀ノ私記に見えたり、此天皇の御名、及高千穗
ノ宮ハ、上卷に注^{イヘ}り、此宮所を神宮正統記に、日向ノ国宮崎ノ宮に、御座^{オハシマス}、
とあるは、高千穗宮より迂^リ給ひしを云^ヘるなるべし、宮崎ハ、同国ノ郡名に
て、神武天皇の御社あり

1 ヒムカシノカタ 2 施訓なし (別
に思字をば読むべからず、かゝる處
は於^オ毛^モ布^フ於^オ毛^モ富^ホ須^スなどと訓ては、語
のさま宜しからず)

○(政について) 奉^{マツリゴト}仕事なるべし、そ

ト^二其伊呂兄、五瀬命^{上伊呂二}、^{フタハシラ}二柱、^{マシ}坐^{タカチ}高千穗宮^{ホノミヤニ}、^テ而議云、^{マサ}坐^二
^{イヅレノトコロニ}何^一地^一者、^{タヒラケク}平^二聞^一看^二天下之^一政^一、^{ナホオモホシテ}猶^二思^一、^{ヒガシノ方ニコソイデマサメト}東^一行^一、
^{スナハチヨリ}即^二日向^一發^二幸^一、^{イデマシキ}御^二筑紫^一

○天下之政とハ、神を祭るより、^{ウツリ}轉たる語也欽明紀に、我國家之、王^二天^一

は天下の臣連八十供緒の、天皇の大命を奉はりて、各其職を奉仕る、是天下の政なればなり（略）故古言には、政と云をば、君へは係ず、皆奉仕る人に係て云り、

○（足一騰宮について）さて如何なる構ぞと考るに、宮の一方は、宇沙川の岸なる山へ片かけて構、今一方は、流の中に大なる柱を唯一つ建て支へたる構なるべし、

○宇沙、和名抄に豊前國宇佐郡、これなり、書紀神代卷には、宇佐嶋ともあり、【海中ならねど、山川の周れる故に嶋といふ】名義未考ず、

下者、恒以天地社稷、百八十神、春夏秋冬、祭拜為事と有ルハ、政事を云職員令、撰津職及諸国長官ノ下に、掌祠社戸口とあるを、第一に、記せり、義解に、祠者祭百神也、社者檢校諸社也、とあり、凡上代より、冠婚葬祭を始め、萬事神事に、関らざることのなし、故祭りとハ、清直の心を以て、神に仕奉るを云ヒ、其即政事なれば、祭政同語なる由を知ルべし

○筑紫上に見えたり

故對二豊國宇沙之時、其土人、名宇沙都比古、宇沙都比賣、
作二足一騰宮一而、獻二大御饗一

○宇沙ハ、宇佐にて豊前ノ国の郡名也

○足一騰ハ、紀に於菟狹川ノ上、造一柱騰宮一、とあり、菟狹川ハ、

宇佐郡の中央を、北に流る大河にて、俗に驛館川と云フ、此川に傍て、田村と云フあり、川より八町許リ隔ち、字足上と云へる地、即此行宮の舊趾也、

當時一時倉卒の設なめれば、床低クして、一足にて上ルばかりの、御飯屋なりけむを、宮号として傳へたるなるべし、然ルに記傳に、一柱と書ける、書紀の虚文に泥ミ、今ノ世の工すら、えも及びがたき、いミじき造リ状に説キ

1
セ
2
イ
マ
シ

なせるハ、論に足らぬ僻説也けり、且ツ神代紀に見えたる、宇佐嶋をさへ、此地に説寄せたるは、貝原氏の、八幡本記の誤りを、兼継たる也、委は宇佐宮雜徴に記しつ

自^{ヨリ}其^{ソコ}地^{ウツラシテ}一^ニ遷^{ツクシノ}移^{ヨカダノミヤ}而^{ヒト、セマシ}、於^ニ竺^{マタヨリ}紫^{ソノクニ}之^ノ岡^ノ田^{ボリイデマシテ}宮^一、一^{マタヨリ}年^{ソノクニ}坐^ノ、亦^{マタヨリ}從^{ソノクニ}其^ノ國^一上^ノ幸^ニ而^テ、於^ニ阿^ア岐^ギ國^ノ之^ノ、多^タ祁^{ケリノミヤ}理^{ナ、トセマシ}宮^一七^キ年^ニ坐^ニ、
字以^{自^{ヨリ}多^タ下^カ三^ニ}音^ニ

○岡田宮、紀に到^{ミナトニ}二筑紫ノ国崗ノ水門一、とあり、岡ハ

○筑前国郡名、遠賀なめれど、岡田と云へるハ詳ならず

○上幸、そのかみ、大和の方へ京都ハ、なかりしかど、おのづから上ルと云フべき地勢なり、此事、八千矛神ノ段に、上^ニ坐^ニ倭^ニ国^一とあるを併^セ見^ルべし

○阿岐ハ安藝也

○多祁理宮、紀に埃宮^{エノ}に作れり並^ヒ詳ならず

亦^{マタヨリ}從^{ソノクニ}其^ノ國^一、遷^{ウツリノ}上^{ボリイデマシテ}幸^ニ而^ニ、於^ニ吉^キ備^ビ之^ノ高^ノ嶋^ノ宮^一、八^{ヤトセマシ}年^キ坐^ニ、故^{カレヨリ}從^{ソノクニ}其^ノ國^一、上^ノ幸^ニ之^ノ時^一、乘^ノ二^ニ龜^{カメ}一^一甲^{カワラニ}、爲^シ釣^{ツリツ、}乍^{ウチハ}、打^ハ羽^{ブリ}舉^{クル}來^{ヒト}人^一、遇^{アヒキ}二^ニ于^ハ速^{ヤス}吸^{ヒナド}門^ニ、爾^{カレ}喚^{ヨビ}歸^{ヨセテ}、問^{トハシ}二^ニ之^{ケレバ}汝^ナ者^{ハタレゾト}誰^ナ一^一也^一

○龜甲は、師の加米能勢と訓れつるに従ふべし、龜は、和名抄に、龜大戴禮云々、和名加米、兼名苑云、龜一名鼈、漢語抄云宇美加米、また鼈、玉篇云鼈大龜也、和名於保賀米、などとあり、甲は、同書に、甲文字集略云、龜蚌之屬甲曰介、甲音俗云古不^{コフ}とありて、和名は見えず、【今も東國にては、龜甲を加米乃加和良と云とぞ、然らば古不^{コフ}と云も、甲字音にはあらで、加和良の轉れる名にてもあらむか、それは如何まれ、此は龜の上に乗れることを云る處なれば、甲字にはかゝはらずて、背と云むぞ宜しかるべき、(略)】

イ名宇豆毘古

1 イマシ 2 ミトモニ

3 「槁機」二字で サヲ

○さて機字はいと心得がたし、此字船具に縁あることなし、若は機字を誤れるにや、

○高嶋宮詳ならず

○龜甲、應神ノ段に、以レ鉤探^二其ノ沈處^一者、繫^二其衣ノ中^一ナル 甲^二而^一、訶和羅^ト鳴ル、故^レ號^{シテ}其ノ地^一ヲ、謂^フ訶和羅前^ト、とあるは、甲に觸る音にて、甲ノ訓には如何と思ひしかど崇神紀に号^{ナラ}其ノ脱^{ヌギシ}甲處^一、曰^フ伽和羅^ト、とあれば、甲をカワラと訓へき事動かじ和名抄に、膝髀を、比佐乃加波良、と注せり、是レ仮名違へるに、似たれど、走^{ワシル}をハシル、纒^{ワツカ}をハツカと、云へる例也

○羽拳ハ袖を振ル事也、此事くはしく、云まほしけれど、所狹^セけれバ略ス

○速吸門ハ豊後国、海部郡に在り、此記に行幸の次第を、乱^{ミダ}せり、紀に菟狹の前に在^ルを正^シとす

マヲシキ 答^二曰^一僕者國神^一イ、又問^下汝者知^二海道^一乎、答^{マヲ}曰^二能知^一、又問^二從而仕奉乎^一、答^{マヲ}曰^二仕奉^一故爾^二拈^三度^一槁^一機^一、引^二入其御船^一、即賜^レ名^二號^一槁根津日子^一、
ヒキ イレテソノミフ子ニ スナハチタマヒキ ナヲ サヲ子ツヒコト
マタトハシケレバ シタガヒ テツカヘマツラムヤト マヲ シキ ツカヘマツラムト カレスナハチサシ ワタシ サヲ、ワカツリ
此^{コノ}作^ハ後^ノ國^ニ造^ル等^ノ之^ヲ祖^ト

○国神上に注^{ヘリ}記傳に名字豆毘古の五字を補^ヘれど此記には然名傳^{サレ}はらず

○槁ノ字は、サヲと訓むべし、紀に槁に作れり、機ハ靈異記に、和加都利と注し、和名抄に機巧之處をよミ、字書に機ノ字を、アヤツルともツルカクル

○かの白馬ハクバノ節會アヲウマを青馬とも云は、白馬をやがて青馬と云には非ず、是は舊モトは實に青馬にて、白馬には非ず、故萬葉又文德實錄延喜式などに、皆青馬とのみありて、凡て古書には白馬と作ることなきを、後に更アラタメて白馬を用ひらるゝことになりて、白馬ハクバノ節會と云ひ、又舊モトの名をも呼て、青馬アヲウマ節會とも云なり、

とも、よめれば、危き竿ノ上を機ワカツラれつゝ、渡るを云フ、記傳に槁機の二字を合セて、サヲと訓メるハ非なり、

○倭国造ハ、国造本紀の、傳ヘもおなじ

故從カレヨリ其國ソノクニ、上ノボリ行イデ之マ時スキニ、經ヘ浪速之渡ナミハヤノワタリヲ而テ、泊ハテ青雲之白肩津ナミハヤノシラカタノツニ

○浪速、紀に有ナニハト二ナマレリ奔潮ハヤキナミ太急ハナハダシ、因テ以名ヲ為ニ浪速ノ国ナミハヤ亦曰ナニハナ浪華ナミハナ、今謂フ二

難波ナニハト一ナマレリ訛ナニハト、とあり、難波ハ義を以て書けり、是をナニハとよめるは、難ハ

寒ノ字の所屬にて、奈行ヒマに韵けり、今摂津国、河邊郡に、難波村ナニハありて、東

西に分れたり、西成郡にも同名の村ありて、是をバ、難波ナニハと呼ヒ傲ヘリ、按

に大坂より、尼崎ワタリの邊を、上代は廣く、難波と云ヒけむ

○青雲は、枕詞にて、白雲を云フ祝詞に、青雲能靄アヲクモノタナヒクキハミ極、ともあり、いよ

〳〵白物キは、青ミあるゆゑ、白馬を、青馬とも書けり

○白肩津考ヘなし

○泊ハ、舟の着クを云フ、故レ泊瀬ハツセに、海小舟アマヲブ子を冠カブラせけり

此時コノトキ、登美能トミノ、那賀須泥毘古ナガス子ビコ自コ登下オコシテ久イクサヲ興マチ軍ムカヘ、待テ向カヒ以シ戰カバ、爾スナハチ

- 1 ムカヒテ 2 施訓なし
3 タテツトツケツルヲ
4 ナモイフ

○那賀須泥毘古、長髓は邑之本號なりと書紀に見えて、上に引るが如し、妹の一名をも長髓媛と云とあれば、さもあるべし、【凡て兄と妹と同地名を負て、比古比賣と名くるぞ、古の常なりける、(略)】

○日下は、久佐訶と訓て地名なり、是は河内國河内郡なる日下にはあらざるべし、(略)其故は、難波海をば過て、なほ海路を幸行て、泊賜へる津なれば、必難波より南方にて、海邊なるべければなり、

取^{トリ}所^{レタル}入^イ御^ミ船^{フネ}之^ニ楯^{タテ}上^{ウヘ}而^テ、下^{オリ}立^{タチ}、故^コ號^{ナラ}其^{ソノ}地^コ、³謂^{イフ}楯^{タテ}津^ツ、於^ニ今^{イマ}者^ハ、⁴云^{イフ}日^{クサカ}下^カ之^ノ蓼^{タデ}津^ツ也^ト

○登美ハ地名なり、式に大和国、城上郡、登彌神社あり、同郡に外山村も有リ

○那賀須泥毘古ハ、骸^{スネ}の長^キゆゑの称^ナなるべし、孝德紀に、八掬脛^{ヤツカハギ}と云フ、人名も見ゆ

○日下ハ、續紀廿九に、河内国、河内郡ノ人、日下部意卑麻呂、と云フ人見えたり、今も同郡に、日下村あり

○蓼津、詳ならず、扱上に見えたる、白肩津、又此蓼津など、云へる津ハ、船の泊^{ハツ}る、処を云へるを、記傳に、河内郡なる、日下を船の通ふ地にあらじとして、和名抄に、和泉国、大鳥郡ノ郷名日部と見えたる地に、説^キ附^ケ上に出たる、地名等を、皆和泉国の、海辺に在リ、と云へるハ非也、紀に、遡^レ流^ル而^{タマニ}、徑^{タマニ}至^ル河内国草香邑云々^トとある字見^ルべし、遡流とハ、三代實録十八に、見えたる、大和川にて、河内国の中央を、北に流れ、草香邑、遠からぬ処より、西北に折れ、茨田郡を経て、淀川に落入しを、元録十七年、春和泉国堺の北に、䟽導せしをや、後の地図に拠^リて、古^ヘを疑^フべからず

1 オハシキ

○痛矢串、痛とは事の甚しく切なるをいふ、甚字をも書き、下の痛手の痛なり、串は、物を貫く物を凡て云る名なり、【玉串なども云るを思へ】されば矢の體を穿て徹りたるをも云るなり、

- 1 「賤奴」二字で ヤツコ
- 2 ハモ 3 セオヒテコソ
- 4 ウチテメ
- 5 「賤奴」二字で ヤツコ
- 6 イノチスギナムト
- 7 施訓なし

於レ是、與二登美毘古、戰之時、五瀬命、於二御手、一負二登美毘古之、痛矢串一、故爾詔、吾者爲二日神之御子、向レ日而、戰不レ良

○登美毘古ハ那須泥毘古也

○痛矢串ハ、身を貫ける矢を云フ

○向日而戰ハ、日下より、大和の方へ、向ひ給ふ也、大和ハ、直東に當りて、此日下ノ山を越れば、立田生駒なる事紀と照して見ルべし、扱日下を、クサカと訓めるハ、此の御古事に、因れるか、猶別に思ふ事あり、下巻に注べし

故負二賤奴之痛手一、自レ今者、行廻而、三背二負日一以四撃期而、自二南方一、廻幸之時、到二血沼海一、洗二其御手之血一、故謂二血沼海一也、從二其地一、廻幸、到二紀國男之水門一而詔、負二賤奴之手一乎、死爲二男建一而崩、故號二其水門一、謂二男水門一也、陵即、在二紀國之龜山一也

○賤奴の、賤ノ字を、記傳に、ヤツコ、とよめる例ありとて、二字を合セ訓

○賤奴二字を夜都古と訓べし、賤は良に對へる賤にて、是も奴の義なり、續紀三十二に鹿嶋神賤、また紀寺賤、また萬葉七「二十七丁」に、住吉賤鴨無などあり、みな奴婢を云り、卑賤しと云意に言るにはあらず、

○さて神上とは、萬葉一「二十七葉、日並知皇子命薨時長歌」に、天原、石門乎閑、神上、上座奴とよみて、天所知といふも同意なり、凡て人は死れば、尊も卑きも皆悉く、底津根國「即夜見國なり」に罷ることなるを、天皇を始奉、凡て尊むべき人をば、其を忌憚て反を云て、天に上坐とはいひなせる古言なり、

めれど、扱ハ卑め惡ミ給ひし語勢を失へり、故レ姑ク舊訓に従ふ

○痛手、仲哀ノ段に、布流玖麻賀伊多弓淤波受波、とあり、手とハ俗に深手、又手負など、云へる手也

○血沼、紀に茅渟に作れり、欽明紀に泉ノ郡茅渟、とあるを、和泉志に、日根郡に載たり、按ニ此地上代ハ、名高く聞えしを、後世は、隠ろひて知ル人稀なり

○男之水門、式に和泉国、日根郡男ノ神社あり

○崩ハ、御魂の、日之少宮に、上るを云フ、神功紀に聞惡事之言坐、婦人乎、何カ言ニ速狹騰一也、とあるは、神名の、速狹騰尊と申しをカンアガリ

崩てふ事に、聞混ひ、惡ミ給へり、抑人は死て、一度ハ産巢日神の、御許に参上る事の、定マれる的證なるを、記傳に、人ハ死れハ底津根國に罷る事なるを、天皇を始奉り、其を忌憚て、反を云ヒて、天に上リ坐スとハ云フと云へれど其ハ論にたらぬ、非説也、爰に反とハ、何ノ意ぞも、死ヌるに裏表のあるべきものかは、然云ハは、人は死て、神に成と云へるハ反にて、仏になる事なるを其レを忌惡ミて、仮に其反を云へり、と云ハむか左にも右にも、記傳の、黄泉の説ハ、聞も胸わろし

○竈山、諸陵式に、在ニ紀伊国名草郡一、北城東西一町、南北二町、とあり

1 イデマセル 2 ヤマ 3 「出入」二字でイデテ 4 マシ

○大熊髪、髪字は決して寫誤なり、故くさゞ思に、序に此事を化熊出爪と書る、爪字も誤にて、山か穴かなるべければ、此も從^コ山^{ヨリ}の二字を髪とは誤れるにや（略、草書体の類似も説く）

○出入、入字心得ず、下に失とあれば、入とはいふべからざればなり、【若くは、出即入失とありけむを、即字と下上に誤れるかとも思へど、入といはば、失とは云まじく思はる、又は出^{イデ}入^{イリ}み^{アマタタビ}數度^{ウセ}して失ぬる意かとも思へど、若然らば即と云ることいかにぞや聞ゆ、】故今は姑く此字を讀ずて、大なる熊山より出て即ち失ぬと訓つ、

故神倭伊波禮毘古命、從^{ヨリ}其地^{ソコ}、迴^{メグリ}幸^{イタリ}、到^{マセル}熊野村^{クマヌノムラ}之時^{トキ}、大熊^{オホクマ}髪^{カミ}、出^{イダシテ}入^{ツメヲスナハチ}即^{ウセ}失^{コノミコト}、爾神倭伊波禮毘古命、倭忽^{ニハカニ}爲^シ遠^ト延^{マタミ}及^{イクサミナ}御軍^{ミイクサミナ}皆^ヲ、遠^ヲ延^エ而^テ伏^{コヤシキ}、^{遠延二字以音}

○熊野ハ、紀伊国牟婁郡也、名義ハ、此の大熊に因れり

○髪ハ借字にて神なり、此記の序に、化熊と記し紀に神吐^ク毒氣^ニ、など併^セ思ふに、真の熊にハあらで、荒振神の、熊に化^{ナリ}たるなれば、大熊ノ神とハ云へり、扱此記に、神を髪に借たる例はなけれど、古書に然^{シカ}ありし俣を、何心なく書^キけむと察^ミゆ然^{サル}例ハ外にもあり

○出入の、入ノ字ハ爪を誤れること決^{ウツナ}し、序にも化熊出^レ爪とあり、怒れる状也

○倭忽、紀に倭忽に作れり、同字也、班固ノ賦に、辰倭忽其不^レ再、師古^カ注に、倭忽ハ疾也、とあり

○遠延、紀に人物咸^ヲ瘁^{フエス}、景行紀に瘠^{フエス}卧ともあり、性氣を失ふ状也

○伏は、上に病卧在とあり

此時熊野之高倉下、^{コノトキクマヌノタカクラジ}人^{コノ}名^ハ齋^{モチテ}二^タ一^チ横^ヲ刀^{マキキ}、到^{マセル}於^ニ天神^{アマツカミノ}、御子^{ミコノ}之^{コヤセルトコロニ}伏^テ地^ニ而^テ

1 キリタフサエテ 2 ミコタヘ
3 オホミカミ 4 ミコタヘ

タテマツル トキニ 天^{アマ}神^{ツカミ}御^ミ子^コ、即^{スナハチ}寤^{サメ}起^{マシテ}、詔^{ノリ}二^ニ長^{ナガ}寢^{イヅル}乎^{カモト}、故^{カレウケ}受^{ケトリ}二^ニ取^{ツク}其^{ソノ}横^{ヨコ}刀^{タチ}一^{イチ}之^ノ時^{トキ}其^{ソノ}熊^{クマ}野^ノ山^{ヤマ}之^ノ荒^{アラ}神^{ブルカミ}、自^{オノ}皆^{ツカ}一^{イチ}爲^{レテ}二^ニ切^{キリ}仆^{タフサ}一^{イチ}、爾^{カノ}其^{ソノ}惑^{ヨエ}伏^{コヤセル}御^ミ軍^{イクサ}、
悉^{コト}寤^{ニサメ}起^{タリキ}之^キ、故^{カレ}天^{アマ}神^{ツカミ}御^ミ子^コ、問^{トヒ}下^{ヒバ}獲^{エツル}二^ニ其^{ソノ}横^{ヨコ}刀^{タチ}一^{イチ}之^ノ所^ユ由^{エヲ}、高^{タカ}倉^{クラ}下^ジ
答^{コタ}曰^{ヘマヨ}、己^{オノ}夢^{レイメニ}云^ニ、天^{アマ}照^{テラス}三^{オホ}大^{カミ}神^ミ、高^{タカ}木^ギ神^{ノカミ}、一^{イチ}柱^{フタ}神^{バシラ}之^ノ命^{ミコト}以^{モチテ}、召^{メシ}二^ニ建^{タケ}御^ミ
雷^{カヅチ}神^{ノカミ}一^{イチ}而^ニ、詔^{ノリ}葦^{ハク}原^{ハラ}中^{ナカ}國^{ツクニハ}者^ハ、伊^イ多^タ玖^ク、佐^サ夜^ヤ藝^ギ帝^テ、阿^ア理^リ祁^{ケリ}理^ニ、
我^ア之^ガ御^ミ子^コ等^{タチ}不^{コタ}平^{ヤクサミ}坐^マ良^{スラ}志^シ、以^レ此^{カノ}二^ニ字^{アシ}其^{ハラ}葦^{ハラ}原^{ナカ}中^{ツクニハ}國^ハ者^ハ、專^{モハラ}汝^{イマシ}所^{シガツル}言^{コト}向^{ムケ}一^{イチ}之^ノ國^{クニ}故^{ナレバ}、
汝^{イマシ}建^{タケ}御^ミ雷^{カヅチ}神^{ノカミ}、可^{テヨト}レ降^{ノリ}爾^{コニ}答^{コタヘマヨ}曰^{サク}、僕^{オノ}雖^{レトモ}不^ズ降^{クダラ}、專^{モハラ}有^{アレバ}下^{ムケシ}平^ニ
其^{カノ}國^{クニ}一^{イチ}之^ノ横^{タチ}刀^{テム}、可^{クダシ}レ降^{クダシ} 此刀名、云、佐士布都神、亦名云、建布都神、亦名布都御魂、此刀者、坐二石上神宮一也

○高倉下、紀に倉下此云二衢羅餌一とあり舊事紀に、饒速日ノ命ノ兒、天ノ香語
山命、一名高倉下命とあり

○夢ハ寢見也

○伊多玖は、万葉に甚大痛など訓める意也

○佐夜藝、紀に喧擾をよめり、驢ぎにおなじ

○不平神代紀に、舉體不平、天武紀に、不和とあり

○佐士布都神、式に壹岐嶋、壹岐郡、佐肆布都神社あり、佐士考へなし

○甕布都神、甕ハ借字にて、御威の意也

○(①229頁より) 美迦は伊迦に通ふ言なり、その伊迦は、嚴矛【舒明紀に此云伊箇之保虛】一重日【皇極紀に此云伊柯之比】一伊賀志御世、【祝詞】又伊賀米志伊賀志【源氏葵卷、たけくいかきひたぶる心いできて、又手習卷、いかきさまを人に見せむとおもひてなどあり、】などの伊迦なり、

○布都御魂、書紀に誦靈と書て、此云赴屠能瀾哆磨一とあり、誦字、廣韻玉篇などに、斷聲と注せる意を以て、用ひられたるなるべし、今の世の言にも、物の殘なく清く斷れ離る、貌を、布都と云り、【布都理など云り、狹衣にふつと見はなつともあり】然れば此劔の利して、物を清く斷離つ意を以稱へつる御名なるべし、

○布都御魂紀に誦靈をよめり、記傳に、誦ハ、字書に、斷聲と注せり、清く斷れ離る、を布都と云フ、と云へり、年治云ク、布都ハ、布留と同義にて、紀に經津主ノ神、とある經津に、おなじ、如斯て、三代實錄四に、進河内国、從三位、弥加布都命神、比古佐自布都ノ命ノ神ノ階從二位一とあるハ、式に同河内郡、牧岡神社四座と、ある中の、二座なり、此地に、此二神を、祭れる由は、從一位藤原朝臣良繼公、この神等を、其ノ氏神也と、思ヒ僻め、寶龜八年七月奏シテ鹿嶋香取の神に、神階を進奉り、春日ノ地に、遷シ鎮奉りしを、其ノ氏神□□に心着キケむ、其後牧岡に坐ス二座を合セ祭り、扱牧岡にも、春日に倣ひ、鹿嶋香取の、二神を祭れり、然レバ建御雷神を、弥加布都命と稱し、經津主神を比古佐自布都命、と稱せるは、牧岡ノ社に、限れる神名にて、大物主と申ス神号の、三輪に限れる、例の如し、かくて、春日に彼二神を、遷シ奉れるを、神護景雲二年、鹿に乘リて、天降リ給ふなど、春日社縁起をはじめ、二十二社注式、神名帳頭注、大和志等に、記せれど、悉ク虚説なる事ハ、續紀卅四を披キて、事實を搜ルべし、古史傳四十九に、河内国、若江郡、弓削神社二座、の中の、一座ハ、此二神を祭れり、と云へるは、據もなき事を、無替に書廣けたる妄説也、記傳に、建御雷神と、經津主神を、一神也と云へるハ、千載不朽の説也、と云フべし

イ故建御雷神教曰穿汝之倉頂以
此刀墮入

1 オトシイレムトマヲシタマヒキ

2 タテマツレトヲシヘタマヒキ

3 ママニ 4 ミシカバ 5 コノタチハ

6 ミチビキナム 7 シリ 8 イデマ

スベシトサトシマヲシタマヒキ

○墮入の下に脱文あるべし、其

故は、下まで續て同く建御雷神の言

にはあれども、墮入と云までは、天

照大御神へ御答に申給へる言にて、

故阿佐米と云より下は、高倉下へ教

給ふ言なれば、此間に其界なくては

通え難し、

○石上神宮、式に大和国、山邊郡、石上坐、布留御魂神社、和名抄に、同郡石上、伊曾乃加美

○横刀可降ハ、建御雷神の、答奉れる言也

降此刀一狀者、穿二高倉下之倉頂一、自其墮入、イ故阿佐米余

玖、自阿下五イマシトリモチテ、タテマツルト申キ、アマツカミノミコニ、
玖、自阿下五イマシトリモチテ、タテマツルト申キ、アマツカミノミコニ、
玖、自阿下五イマシトリモチテ、タテマツルト申キ、アマツカミノミコニ、

4見二已倉一者、信有二横刀一、故以二是横刀一而獻耳、於レ是

亦、高木大神之命以、覺白之、天神御子、自レ此於二奥方、莫使入

幸、荒神甚多、今自レ天遣二八咫鳥一、故其八咫鳥、引レ道、從二

其立後一、應二幸行一

○降此刀狀者ハ、建御雷神、高倉下へ、教へ給ふ言也、記傳に、故云々と、

十七字補けれど、猶本のまゝにて、能通たり

○阿佐米余玖ハ、縣居翁の説に、且目吉也、朝に吉物を見れば、朝目よしと、

云々と云へり

○如夢教而の、如ノ字ハ、類聚名義抄、字鏡集、等を始め、我古字書に、シ
タガフ、と注せり、文選、鷦鷯ノ賦に、安ノ知二其小大之所一、如、とあり、

1「教覺」二字で「ミサトシノ」 2シリ

○八咫鳥、名義は八頭鳥にて、
頭の八ある由なり、(略)八頭なり
しは、彼八咫蛇の八頭八尾ありし類
なり、八は必しも七八の八ならずと
も、幾箇もあるをいふべし、序に
はたゞ大鳥と云り、

○作筌は、夜那袁字知弓と訓べし、
其は書紀に、梁と作て此云二椰奈と
ある、此訓注に依れり、(和名抄を挙
げて)筌は宇間なれば、(注略)夜那
とは別なれども、凡てかゝる物名な
どは、古書には其作者の心々に字を
ば當たれば、猶此は夜那に筌字を書
るなるべし、

故^{シタガフ}如と、よまざれハ、而ノ字よミがたし

故^{カレマニク}隨^{ソノ}二其^{ヨシヘサトシ玉フ}一教覺^{ヨリ}一、從^{ソノ}其^{ヤタガラスノ}八咫鳥^{シリヘ}之後^{イデマシ、カバ}一、幸行者^{イタリマシキ}、到^{エシヌガハノ}二吉野河之^ニ一、時作^{トキニウチテ}筌^{ヤナラ}、有^{トル}二取^{ナヒト}レ魚人^{コニアマツカミノミコ}一、爾天神御子^{トハシケレバ}、問^{イマシハタレゾト}二汝者誰^ニ一也、
答^{マラ}三曰^{シキ}、僕者^{アハ}、國神名^{クニツカミナハ}、謂^{イフト}二贊持之子^{ニヘモツノコト}一、
人^{ヒト}、自^{ヨリ}井出來^{井イデク}、其井有^{ソノ井レリ}光^{ヒカ}、爾問^{コニトハセバ}二汝者誰^{イマシハタレゾト}一也、答^{マラ}三曰^{シキ}、僕者國神^{アハクニツカミ}、
名謂^{ナハイト}二井氷鹿^{井ヒカト}一、
此者祖也
首等祖也

○覺白之、紀に夢天照大神、訓^{ミイメニ}二于天皇^{ヲシヘ玉フ}一、とあり

○八咫鳥ハ、八寸鳥にて、頭ノ長^{ヤタカラス}を云フ、故^キ紀に頭八咫鳥に作れり、八咫
てふ事は、八咫鏡ノ処に、注せり、姓氏録、及山城風土記に、抛^{ナリ}に、賀茂
建角身命の、鳥に化給へる也

○吉野ハ、大和国の郡名なり

○河尻は、川に傍^{ソヒ}たる地を、土人ハ云フと、或人云へり、大鏡に、亭子院の、
かはしりに、おはします、倭姫世記に、五十鈴河後止、白支とあり

○作筌の、筌ハ、和名抄に、宇倍^{ウヘ}と注し、西国にて、ウケと云へれハ、梁^{ヤナ}とハ、
別なれど、紀に作^{ウチ}レ梁^{ヤナラ}に作り、平他字類抄にも、筌^{ヤナ}とよめれバ舊訓に従ふ

1 施訓なし

○贅持之子、紀に苞苴檐此^ラ云^ニ珥倍毛菟^{ニヘモツ}、とあり、是ハ、ニヘモチ、と云フべき、格なれど、地名人名ハ活用ニ、拘らざる例也

○阿陀ハ、和名抄に、大和国、宇智郡、阿陀郷あり、今阿陀てふ地、東南西と、三村に、分レたり

○鵜養ハ、鵜を遣ひ、隼捕て御贄に供ヘ奉るを云フ、職員令、大膳職、雜供戸、の義解に、鵜飼、江人、と見えたり、猶西宮記、八月東西河鵜ノ條、侍中群要、御覽鵜ノ條等に詳也、爰に、祖とあれば、其氏人も、あるべく、聞ゆれど、古書に、鵜養てふ姓ハ、見えず

○井氷鹿紀に、井光に作れり

○吉野首ハ、天武十二年ノ紀に、賜^レ姓曰^レ連、とあり姓氏録に、吉野連^ハ、加弥比加尼之後也、とあり

カクテイリマシ、カバ ソノヤマニ
即 入^ニ其山^一之、亦遇^{マタアヘリ}生^{アル}尾人^{ヲヒトニ}、此人^{コノヒト}、押^{オシ}分^{ワケ}嚴^{イハホラ}而出来^{テイデク}、爾^{コハニ}
トハセバ イマシハタレゾト
問^ニ汝者誰^一也、答^{マヲ}曰^{シキ}、僕者^{アハ}、國神^{クニツカミ}、名謂^{ナハイフ}石押分^{イハオシワク}之子^{ノコト}、今聞^{イマキハツル}
アマツカミノミ コイデマスト ユエニ マキムカヘマツルニコソト
天神御子幸行^一故、參向^{マツル}耳^{ミミ}上^{ウヘ}、^{此ハ吉野國東之祖}

○入其山之、かたる処に、之ノ字を置けるハ、別義なし、此外にも例あり

○入^{リマシシカバノニ} 其山^一之、上文に従^リ其地^一幸行者^{セバ}とある、者^ノ字の例に依らば、之^ノ字は者の誤ならむか、【師は、之下に時字脱たるなりと云れき、】

1 イクサビト 2 施訓なし（軍字は此は讀べからず、上に既に軍とあればなり、下に此同語あるには此字無し） 3 トノヌチ 4 （「押機」二字で） オシ 5 オホトノ 6 （「押機」二字

○国巢は大和志、吉野郡ノ條に、六村ヲ、呼曰^ニ国栖ノ莊^ニと記せり、上代は、クニスと云^ヒけむ、夫木集一に、遠つ人、吉野のくにす、いつしかも、仕へそまつる、春のはしめに、とあり、姓氏録に、国栖ハ出^レ自^ニ石穂押別ノ神^一とあり

自^{ヨリ}其地^一、踏穿^{フミウガチコエテ}越^{イデマシキ}、幸^ニ宇陀^一、故曰^ニ宇陀之穿^一也、故爾於^ニ宇陀^一有^{アリケリ}二兄宇迦斯^一、^{白^レ字以下三字以^レ音下效^レ此也}弟宇迦斯二人^一、故先^{ツカハシテ}遣^{ヤタガラスヲ}三八咫烏^一、問^{トハシメ}二人^一曰、今天神御子、幸行、汝等仕奉乎、於是兄宇迦斯、以^ニ鳴鏑^一、待^{マチ}二射返^一其使^一、故其鳴鏑、所^{カレソノナリカブラノ}落^{タリ}之地、謂^{イフ}二訶夫羅前^一也、將^{ムト}待^{マチウタ}擊^{イヒテ}云而^一、聚^{アツメシカ}一軍^一然^一、不^二得^一聚^レ二軍^一者、欺^{イツ}二陽^一仕^{マツラム}奉^{ムト}而^一、作^{ツクリ}二大殿^一、於^ニ其^一殿内^一、作^{ハリ}押^{オシヲ}、機^{ツルカケテマチケルトキニ}待^{マツラム}時^一、弟宇迦斯、先^{マツマキ}參^{ムト}向^{ムカヘテヲロガミテマツラク}拜^{アガアニ}曰、僕兄、兄宇迦斯、射^イ返^{カヘシアマツカミノ}天神御子之使^一、將^シ爲^{ムト}二待攻^一而^一、聚^{アツムレドモ}一軍^一、不^二得^一聚^レ一者^一、作^{ツクリ}二殿^一其内^一張^{オシヲ}押^{ツルカケテムトス}、機^{ツルカケテムトス}將^二待取^一、故參向^{カレマキムカヒテアラハシマツラスト申キ}顯^{マチトラ}白^一

○宇陀ハ、大和国の郡名也

○穿、大和志、宇陀郡に、宇賀志村あり

○宇迦斯は、地名に依れる名なるべし、今世にも宇陀郡に宇賀志村と云あり、(注略)是此兄弟の住し地なるべし、兄某弟某と云名、其住る地の名なる例多し、(注略)然れば上文に、曰^フ二宇陀之穿^{ウガチ}とあるも、實は宇迦斯なるを、宇賀知と云言と音の近きに就て、かの蹈穿越坐る故事に因て、穿^{ウガチ}と名けたりと語り傳へたる物なるべし、

○押機は淤志^{オシ}と訓べし、(注略)下に押とのみも書き、書紀には機^{オシ}とあり、【文選にも機をオシと訓る處あり、】

1オホトノヌチ 2施訓なし 3施訓なし 4(爾即)二字で)スナハチ 5ナモイフ

○兄宇迦斯、紀に、兄猾^{エウカシ}に作れり、名義ハ、地名、に因^レりと、聞ゆるを、此時より、穿^{ウカシ}と呼^ヒ初けむは如何、猶考べし

○鳴鏑、上に注せり

○訶夫羅前、大和志に、山邊郡、甲岡村あり

○押和名抄、畋獵ノ具に、鼯弩、和名於之、とあり、拾遺集に、押鮎を隠して、

箸鷹の、招餌にせむと、構へたる、鼯弩動すな、鼯とるべく

○機ハ、字書に、ツルカクル、と注せり、弦懸也、淮南子、倣真訓に、鎗

繳機而在^上、とあり扱機も、オシの一具也、紀に殿内施^{オシ}機、又天武紀、

及雜令に、施機槍、と記し、文選、陳琳檄文に、動^レ足觸^レ機など、あれど、

爰ハ押機を、引合せて、オシとハ、訓がたければ、別に機^{ツルカケ}とハよみつ、是

は俗に、オトシ、と云へるものを、殿内に、作^リかまへ、蹈^メバ忽^チ壓^ルる状に

設^ケたるなるべし

爾大伴連等之祖、道臣命、久米直等之祖、大久米命、二人召^ニ

兄宇迦斯、罵詈云伊賀、以^此音所^二作仕奉^一、於^ニ大殿内^一者、意禮、

以^此音先入、明^下白其將^レ爲^二仕奉^一之狀^上而、即^二握^二横刀之手^上、

矛盾氣、此^二字^一矢刺而、追入之時、乃^三已^レ所作、押見^レ打而死、

○伊賀、此は他に例もなく、甚心得
 がたき言なるを、試に強ていはば、
 伊賀國風土記伊賀郡處に、猿田彦神
 女吾娥津媛命、此神之依知守
 國一謂吾娥之郡一、後改伊賀一
 吾娥之音轉也とあり、(注略)是に
 依に伊賀は阿賀と通へり、

1 シカシテ 2 ミウタヨミシタマハク

4 コ、ニスナハチヒキイダシテ、キリハフリキ、
 爾即控出、斬散、故其地、
 5 イフ、
 謂宇陀之血原一也

○大伴連ハ、上に注せり

○道臣命、紀に、大伴氏之遠祖、日臣命云々、改汝名一、為道臣一ト、姓氏録、
 高志ノ連條ノに、高魂命九世孫、日臣命とあり

○大久米命ハ、御天降ノ段に、見えたる、天津久米命の、子孫なるべし

○罵詈ハ、言辱しむる語なり、万葉十二に、於能礼故、所詈而居者

○伊賀、皇極紀に、彌之身命、不亦殆一乎、とあり、記傳に、伊賀風土記
 を引て吾の轉にて、自他に通ふ語也、と云へり

○意礼ハ、人を卑め云フ語なる事、上に注へり

○握ハ、紀に、撫劔此云都盧耆能多伽弥、屠利辞魔屡一と注せり、
 取握也、劔柄

○矛由氣ハ、崇神紀に、弄槍を、よめるにて、心得べし

○矢刺ハ、上卷、氷目矢ノ処に注へり

○血原宇陀郡ノ志に在二上田口村一と記せり

1 サテ、
 然而、其弟宇迦斯之、
 タテマツレルオホミアヘラバ、
 獻大饗者、
 コトノニタマヒキ、
 賜二其御軍一、此

○伊須久波斯は、契沖云勇細なり、佐と須と音通へり、鯨を伊佐那と云て、萬葉に勇魚と書り、久波斯は、名細花細香細などの類にて、美稱る詞なり、故鯨、と云むために、先其を稱る詞を發語に置なりと云り、○(久治良について) 此は此大饗の御饌物の中に、鳴と鯨との有しに就て、即其物に寄て詔へるなり、

トキニ
時、2 歌 曰、宇陀能、多加紀爾、志藝和那波留、和賀麻都夜、志藝波、
サヤラズ
佐夜良受、伊須久波斯、久治良、佐夜流

○宇陀能多加紀爾ハ、宇陀之高城に也

○志藝和那波留ハ、鳴羅張にて、鳴を捕むとして、羅を張ルを云フ

○和賀麻都夜ハ、我待やにて、我とハ、羅を張る、人を云フ、夜は下へ、言ヒ續くるやなり

○志藝波佐夜良受ハ、鳴は不障なり万葉五に、伊奈々等思騰、許良爾佐夜利奴、是ハ往むと思へど、子等に障ぬにて、サハルにおなじ

○伊須久波斯ハ、鯨細にて、鯨の枕詞也、和名抄、壹岐嶋、壹岐郡、郷名に、鯨伏とあるハ、イサブシとよむべし、同国風土記に、鯨伏郷ハ、昔者、鮎鰐追レ鯨、鯨走來隠レ伏、故云ニ鯨伏ト云々、俗云レ鯨、為ニ伊佐トあり、伊佐と、伊須と通ヘリ細ハ賞云ノ語也

○久治良、佐夜流ハ、鯨障にて、兄宇迦斯を鯨に譬へ給へり

古那美賀、那許波佐婆、多知曾婆能微能、那祁久袁、許紀志、斐惠泥

○多知曾婆能微能は、契沖立栴梭之實之かと云り、然るべし、

○那祁久袁、此句心得難し、【契沖も未詳と云り、】されど強て試にいはいはば、長けくを歟、（略）さて長きは鯨肉の長く切たるをいふ、

○古那美ハ、和名抄に、前妻をよめり、夫木集廿六に、こゆるぎ乃、磯のわかめも、からぬ身を、沖のこなミヤ、誰をよすらむ、小波を、前妻に、よせたり

○那許波佐婆ハ、魚乞者を、延言へり

○多知曾婆能微能は、記傳に、契沖が、立栴梭之實之也、と云へりと、いへり、大舍人式に、曾波ノ木二束、とあり、此木、紀伊国、熊野にありと、藥名備考に記せり、西都賦に、觚稜を、ソバ／＼シと訓メり、稜ある實、の状にや、是ハ次ノ句の序也

○那祁久ハ、考へなし、強按フに、實の熟して、和かなるゆゑ、和けくを、と云へるか

○許紀志ハ、延佳が、幾許と、旁注を、加へたり、幾許を、然云へる例ハ、見ざれど、姑ク從ふべし

○斐惠泥ハ、記傳に、礼記ノ礼運に、攄豚ヲ、同少儀に、聶而切之為膾、とあるによりて、薄折事を、斐惠と云フと、云へり、此説に、從べし

宇波那理賀、那許波佐婆、伊知佐加紀微能、意富祁久袁、許紀陀、斐惠泥

○御歌の總ての意は、鳴を捕むとて
 絹を張たるに、思ひかけぬ大魚の鯨
 のかゝれるぞ、家なる妻が魚を待乞
 ば、此肉の長く大なるを、望むまゝ
 に幾らも多く聶て與へよとよみ賜へ
 るにて、其鯨の肉の饒きに、皇軍の
 盛に大なることを譬て、いかなる
 強敵に遇ても、足はぬことなく、
 餘ある物を、小き謀以て害ひ奉む
 とせしことのおふけなさよと、兄宇
 迦斯が所爲を賤しめ嘲り賜へる下の
 意なり、

○(疊々について)さて此言は、今俗
 に醜惡き事或は汙穢き事などを見聞
 て、延々といふ、是惡み疎む歎息の
 聲なり、
 ○志夜は、平家物語に、志夜冠を打
 落せ、又志夜頬をむず／＼とぞ踏れ

○宇波那理ハ、和名抄に、後妻をよめり、扱前妻、後妻ハ、仮に設けて、よ
 ミ給へる也

○伊知佐加紀徹能、記傳に田中道曆云、近江彦根にて、チサカキと、云木あり、
 尾張にて、シラシヤケ、美濃にて、ビシヤカキと云り、黒く小き實の、多く
 なる木なれば、序に叶へりと、云へりと、記せり

○意富祁久袁ハ、多けくにて、大に通はし云へり

○許紀陀斐惠泥ハ、記傳に、幾許聶にて、泥ハ仰する辞と云へり、御歌の意ハ、
 鳴を捕むと張たる絹に、鯨なす、大なる物の、か、れ、バ其妻どもの、乞ハ
 む随意、切て、與へよと也

疊疊 志夜、胡志夜、此者伊碁能布曾、
 阿阿 志夜、胡志夜、此者嘲
 啖者也

○疊々、記傳に惡み疎む聲と云へり、音引ハ、長ク引延へて、歌ふを云フ

○志夜ハ、辞にて、うれしや、をかしやの、シヤにおなじ

○胡志夜ハ、こちしやの、畧にて、道理不分明の良なり、土佐日記に、ふ
 な君の、病者本よりこち／＼しき、人にてかうやうの事さらにしらざりけり、

ける、(略) 志夜^{シヤ}と同くて、物を賤^{イヤ}しめ嘲^{アザケ}る辭なり、

○胡志夜^{コシヤ}は、袁胡志夜^{ヲコシヤ}の遠^ハを省けるにて、袁加志夜^{ヲカシヤ}と云に同じ、

○さて盈々^{エエ}と云より下は、歌には非ず、【歌は斐惠泥^{ヒエネ}といふまでなり、】

上の歌をうたへる次に言る詞にて、(注略) 兄宇迦斯^{ウカス}がおふけなき所爲^{シワザ}を、冒辱^{ノリハジカ}しめ嘲^{アザケ}り嗤^{ワラ}へるものなり、

源氏初音に、こち／＼しく、さすがに、笑ひ給ひて云々、猶尋かり、志夜ハ、

上におなし、記傳に、是を遠胡志夜の、遠を省けるにて、袁加志夜に、おなじ、と云へれど、初言の袁^ヲを省ける例なし、又袁加志を、袁胡志と、云へるをも聞^カず

○伊碁能布曾、この語未^タ考^ヘず、但^シ疊々志夜、胡志夜の、注なれば、惡ミ嘲ける意の、古言なるべし

○阿々志夜ハ、私記に、阿々を咲声と注せり

○嘲咲ハ、阿々志夜、胡志夜の注也、扱疊々云々阿々云々の、十四言ハ、上の御歌に、加^ツへて軍人の、謡ひしと聞ゆ、其は音引と注^{シル}せるにて、歌なる事を知べし因云フ、難波人佐々木春夫云、河内国洪川郡四條村に、字^{アザナ}神武

堤と云フあり、か、れバ四條村ハ、シヤヲ村の轉訛にハあらじか、然思ふゆゑハ、毎年正月十九日の夜、其村の産神の拜殿にて、其社に由ある家の人々礼服を着し相並^ヒ、高聲にエイ／＼ヲ、と三度唱^ヘ神酒を飲て退く、是を哂ひと云フよし也、即此條の古傳の遺れるにやと云へり、年治案に此古事を四條村に説^キ寄^セむも、いかゞしく聞ゆれど、右ノ説も棄がたけれバ筆ノ因^モに注しつ、彼ノエイ／＼ヲ、と云は、内宮年中行事に見えたる、志太良擊なりと聞ゆ、彼志太良てふことも、原^{モト}ハ此^コの疊々^{エハシヤ}志夜^{コシヤ}胡志夜の、祭奠に遺^リて、此

処にも傳はりたるなるべし

故其弟宇迦斯、カレソノオトウカシ、此者宇陀水ヨリ自其地、ソコ幸行、イデマシテ到、イタリマセル忍坂大室、オサカノオホムロニ之時、トキ生、アル

尾土雲、ヨツチグモ八十建、訓云ヤソタケルアリテ在其室、ソノムロニ待伊那流、マチイナル

此三字以レ音

○水取、和名抄に、主水司ハ、毛比止里乃、豆加佐、とあり、職員令、主水司に、水部四十人、と見ゆ

○自其地ハ、宇陀より也

○忍坂、和名抄に、大和国城上郡、郷名忍坂ハ、於佐加、と注せり

○大室ハ、廣ク大キ、造たる家也、紀に、ムロ審に作れり

○土雲ハ、上代諸国に居て、王命に、シタガ服はず、常に土に、穴を掘りて、住め

るゆゑ、然云ヘリ、常陸風土記、国巢の注に、ヨノコトニ俗語、曰_ニ都知久母_一、又曰_ニ

夜都賀波岐_一云々、按に国巢ハ、大和なりしハ、賊にハあらざりしかど、常

陸にてハ、土雲の一名として、傳へたり、夜都賀波岐ハ、ヤツカハギ八拳脛にて、道行ク

事の疾意なるべし、猶塵添埃囊抄、二の六十一段に、記せるを、常陸風土

記に、照して見るべし

○八十建の、八十は、字の如し、建ハ勇猛の意にて、一人の名にはあらず

○待伊那流、此言いとく意得難し、
(注略) 若は獸の怒て吼るを宇那流と
云に通ひて聞ゆれば、凡て伊と宇と
は殊に近く通音にて、魚伊袁芋伊毛
鱗宇呂古など例多し、一其意にて、
皇軍來たらば戦はむと、ミイクサキ忿り誥びて、
待居るを云にもやあらむ、イカダケ猶考べし、

○伊那流ハ、計策の古言也、字鏡集に、策ノ字をイナリ、と注せり

故爾、天神御子之命以、饗^ミ賜^{タマヒ}八十建^{ヤソタケルニ}、於^ニ是宛^{コ、アテ、ヤソタケルニ}八十建^一、
 設^{マケテ}二八十膳夫^{ヤソカシハデヲ}、每^{ゴトニ}人佩^{ヒトハケテ}刀^{タチヲ}、誨^{ヲシフルニ}其膳夫等^{ソノカシハデトモニ}、曰^{ノリ玉ヒキ}二聞^{キカ}歌^{ウタヲ}之^一
 者、一時共斬^{バモロトモニキレト}、故明^{カレアカセル}將^{ムトスルヲ}打^{ウタ}其土雲^{ソノツチグモヲ}之歌曰^{ウタ}、意佐加能^{オサカノ}、意富牟^{オホム}
 盧夜爾、比登佐波爾、岐伊理袁理、比登佐波爾、伊理袁理登母、美都美^{ミツミ}
 都斯、久米能古賀、久夫都都伊、伊斯都都伊母知、宇知^{ウチ}弓斯、夜麻牟^{ヤママム}、
 美都美都斯、久米能古良賀、久夫都都伊、伊斯都都伊母知、伊麻宇多婆^{イマウタバ}、
 余良斯、如此歌而、拔^{ヌキテ}刀^{タチヲ}一時打殺也^{モロトモニウチコロシキ}

○膳夫上に注せり

○佩刀ハ、太刀を佩^{ハカ}しむるを云フ、景行ノ段に、多知波氣麻斯袁

○一時共紀に一時を訓^メり

○歌曰、紀に道臣命、乃起而歌之曰、とあり

○意佐加能ハ、忍坂之也

○意富牟盧夜爾ハ、於^ニ大室屋^一也

○比登佐波爾ハ、人多に也

○美都々々斯^{ミツミツシ}は、満々^{ミツミツ}しにて、圓々^{マツマツ}しと云むが如し、(注略)美都^{ミツ}と麻登^{マツ}とは本^ト同言^トにて、音通^{コト}へり、【全^{マタ}も本^ト同言^トにて、此等^{コレラ}皆物の足^{タラ}ひて缺^{カケ}たる處^{コロ}なきを云言^フなり】此^コは目^メの圓^{マロ}に大^キなる貌^{サマ}を云^ヘるにて、久米^{クメ}の枕詞^{クシ}なり、(略)又余^{オノレ}思^シふに、書紀^{シキ}顯宗^{ケンソウ}卷^{クワン}に、不才^{フサイ}をアツナシと訓^ノり、彼紀^キの傍訓^{ホウクン}にミをアと書^シる多^タければ、此^{コレ}もミツナシにて、ミツは才^{カド}の古言^{コゴン}か、然^{シカド}らば此^{ココ}のみつゝしも才^{カド}々^{カドカド}しにて、目^メつきの才^{カド}々^{カドカド}しきを云^フにやとも思^シへど、なほ上に云^フる意^イなるべし、

1ソノノチ

○岐伊理袁理ハ、來入居なり

○伊理袁理登母ハ雖^ニ入居^一也

○美都々々斯ハ、才々^{ミツ}し也、仁德紀に、僕^{ヤツカレ}之不^{ミツ}佞^{ナウシテ}、不^{ミツ}足^{ナシ}以^{カナフニ}稱^{フニ}一、顯宗紀に、僕^{ヤツコミツナシ}不才^{フサイ}とあり、即次に係る枕詞也

○久米能古賀ハ、久米之子にて、久米ハ、大久米命を云^ヒ、子は帥^{ヒキウ}る、久米部を云^フ

○久夫都々伊ハ頭椎^{クラツツチ}なる事上に注せり、是を都々伊、と云^ヘるハ、歌ふ調への促也

○伊斯都々伊母知ハ、石椎以也、扱上代の、劔ノ頭ハ、石を以て作れるを、谷川氏見たりと、記傳に云^ヘり

○宇知弓斯夜麻牟ハ、擊而し將^レ止也

○伊麻宇多婆、余良斯ハ、今擊者將^レ善なり、是ハ俗に、今擊^タバ善^ヨささうなと、云^フにおなじ應神段に、伊邪佐佐婆、余良斯那、とあるもおなじ

1 然後、將^{サテノチ}レ^{ムトセシ}擊^{ウチ}レ^{ユハ}登美毘古^{トミヒコラ}之時^{トキノオホミウタ}歌曰、美都美都斯、久米能古良賀、阿波布爾波、賀美良、比登母登、曾泥賀母登、曾泥米、都那藝弓、宇知弓志夜麻牟、又歌曰、美都美都斯、久米能古良賀、加岐母登爾、宇惠志、

波士加美、久知比比久、和禮波、和須禮士宇知弓斯、夜麻牟

○阿波布尔波ハ、栗生アハフには也

○賀美良、比登母登ハ、臭葦一莖なり

○曾泥賀母登ハ、其根之莖モトにて、以上序也

○曾泥米都那藝弓ハ、其根芽認而ツナギを即繫ヤガテきてと聞キかしめ、登美毘古が、部ムレを認ツナぎ搜モトめて、残らず撃むと也

○加岐母登爾は、於ニ垣下一也

○宇惠志、波士加美は、所レ植薑にて、今の生薑シャウガを云フ、名義ハ、辛キゆゑに、齒ハジカミ蹙ハジカミなり

○久知比々久ハ、口疼クチにて、御慮を腦ナヤまし給ひし程を、譬ヘたり、上ハ序のミ

○和礼波、和須礼士ハ、我者不レ忘也

○和禮波和須禮士は、吾者不レ忘ワレハワスレジにて、かの大御兄五瀬命イツセノの、此登美毘古が痛矢串を負て、崩カムアガリマしし慷慨ウレタさは、吾世ガの限り忘るまじとなり、

又歌曰、加牟加是能、伊勢能宇美能、意斐志爾、波比母登富呂布、志多陀美能、伊波比、母登富理、宇知弓志、夜麻牟

1
ソノトキノオホミウタ

○加牟加是ハ、神風にて、息と續けたる、枕詞也

○伊勢能、宇美能ハ、伊勢ノ海之也

○意斐志爾ハ、大石^{オホイシ}にの切り也

○波比母登富呂布ハ、延廻^{ハヒモトホル}の、延たるなり、廻るを、モトホル、と云へるは、

古哥に例弔し

○志多陀美能は細螺^{シタミミ}之也、之に如^ノの意を含みて見るべし、此細螺を、和名抄に、貌似^ニ甲嬴^ニ而、細小^也、口有^ニ白玉盖^一者也、と云へり、東雅に、志ハ石也、多陀美ハ、重^リ疊^{タヘマ}れるを云フ、と云へり、津守国基集にしたゞミも、あはひささえも、蛤も、かき集めたりミながらに見よ

○伊波比、母登富理の、伊ハ発語にて、延廻^{ハヒモトホル}也、其は御軍の、繞^リ圍ミたる状を詔へり

又^{マタウチ玉ヘル}擊^{エシキ}二兄師木^{オトシキ}、弟師木^{トキニ}一之時、御軍^{ミイクサシマシハツカレタリ}暫^{ハヒモトホル}疲^ツ、一爾歌曰、多多^{ソノミウタ}那米弓^{タタナメテ}、伊那佐能^{イナサノ}、夜麻能^{ヤマノ}、許能麻用母^{コノマヨモ}、伊由岐麻毛良比^{イユキマモラヒ}、多多^{タタ}加閑婆^{カヘバ}、和禮波^{ワレハ}、夜惠奴^{ヤエヌ}、志麻都登理^{シマツトリ}、宇^ウ加比賀登母^{カヒガトモ}、伊麻^{イマ}、須氣爾許泥^{スケニコ子}

○兄師木の兄ハ、兄弟に名着^ケ云へる、上代の常也、師木ハ大和国の、地名

○(多々那米弓について) 此句、契沖云二の意あるべし、一には楯を衝並て射ると云意に、次句の伊へ云かけ賜へる序か、戦には先楯を衝て、敵の矢に中るまじく身を守て後に、弓を射る物なればなり、二には序には非ずて、實に今楯を並ぶるを詔へるか、萬葉十七に、楯並而伊豆美乃河乃とよめるも、伊の一言にかゝる序か、又泉川はもと挑川なれば、楯を並て互に挑む意につけたるか、是も二に聞えたりと云り、【萬葉なるは何れにても序なり、】今思に誠に二に聞ゆるなり、若後の意ならば、下の多々加閑婆といふへつゝけて心得べし、【師は共に伊の冠辞と定られたり】

なるを、後に郡名となりて、上下に分置す

○多々那米弓ハ、楯並而にて、射に係たる、枕詞と見ても、あしからねど、只楯を並へてと、見る方穩也

○伊那佐能夜麻能ハ、大和志に、一名、山路山、在二字陀郡、山路村ノ上方と云へり

○許能麻用母ハ、從二木間一も也、万葉十四に、之氣吉許能麻欲、多都登利能、とある、欲もおなじく、從を省ける古言也

○伊由岐麻毛良比の、伊ハ發語にて、行候を延へ云へり

○多々加閑婆ハ、戦者にて撃合の切也

○和礼波夜恵奴は、吾者や飢の、畧にて夜ハ歎息の辞也、扱飢は、字こそ物食はぬ事に、當たれ、言義は、勞る意にて、出雲風土記に、御杖衝立而、意恵詔とあるに、おなじ、然ルに物食はぬばかり、勞る事は、なきゆゑに意も言も、一方に寄り來れど、字鏡集に、饑ハ伊比尔宇々、と注し、厩戸皇子の御歌に、伊比尔惠弓、など飯云々と云フぞ實に食はで、勞る事を云へる、古言なるべき、然れば此ハ、勞れ給ふを云フ

○志麻都登理ハ、嶋津鳥にて、鵜の枕詞也

○宇加比賀登母ハ、鵜養之徒也、上に阿陀之鵜養之祖、とあり、其人等を云フ

1 ウメルコウマシマヂノミコト

り、○白_ニ於天神御子_ハは、天皇に申すな

○伊麻須氣爾許泥ハ、今助_ケに來ねにて、援兵に來よと詔_フ也、總て泥と云_フは、願_フ意にて、援_スに來てくれよと、告る意なり、古今六帖に、はる風ハ、花のなき間に、吹はてね、咲なバ思ひ、なくて見るべく、と有_ルも吹竟て呉_ケよ也

カレコ_ハニ、**故爾**、邇_ニ藝速日命參赴、白_ニ於天神御子_ハ、聞_ニ天神御子天降_一マシスト ユエニ、**坐一故、追參降來、即獻**天津瑞_一以_テ仕奉也、**故邇藝速日命、娶二登美毘古之妹、登美夜毘賣一**生_ニ子宇摩志麻遲命_一、
此者、物部連之總、積臣、妹、臣祖也

○迺藝速日、紀に饒速日と作_カけり、称_ヘ名也、此神を、舊事紀に、天ノ火明命の御子と、傳_ヘたるを、姓氏錄にハ、天神ノ部に入_レたり、其は如何_{イカニ}まれ、紀に天孫に坐_{マセ}りし、御表_{ミシルシ}の、天ノ羽々_{ハハヤ}矢、歩_{カチユギ}鞞を見そなはし給ふ事、見せたれば、實_ニ吾勝命の御孫に、坐し事論_トなし

○天神御子ハ、迺々藝ノ命を申

○天津瑞ハ、上に云_ヘる、歩鞞等也

○登美夜毘賣ハ、地名によれる名にて、登美毘古に同_シ

○宇摩志、摩遲命、紀に可美真手_{ウマシマヂ}に作り、于摩詩_{ウマシマヂ}葬耐、と注せり、耐ノ字は、

○(物部連について) 抑物部^{モノノベ}は、母能^{モノノベ}布部^{フベ}といふことにて、布辨^{フベ}を約^{ツツメ}て母能^{モノノベ}々辨^ベとはいふなり、さて其母能^{モノノベ}布^フと云は、【名義は未考得ず】^{スベ}總て武勇職^{タケキワザ}を以仕奉^テる建士^{タケヨ}の稱^ナにして、萬葉歌に、是^レを宇治の枕詞に云るも、いちはやしといふ意なり、

1 ハラヒタヒラゲタマヒテ

直音^チヂにて、拗音^マダイなるを、耐^デと誤^リて、可美真手^{ウマシマデ}と、よめるは非也、麻^マ遲^チハ、真舅^{マヂ}と云^フ義也

○物部連、この氏は、上代より、武勇の職にて職員令囚獄司にも、物部四十人、掌^ル主^ニ當罪人^一、決罰事^上、とあるなど、併^セ思ふに、物部とハ、嚴^{イカ}めしく、おそろしき、意の名なるべし、神代紀、万葉等に、鬼^ノ字を、モノとよミ、物^ノ氣、物憑^{モノツキ}など、同義なめれば、鬼部^{モノベ}てふ、意なるべし、又別に、物部^{モノハフ}と、云^フありて、武士をた、よめるは、轉^{ウツリ}たる也、此氏人世々に榮えて、天武十三年紀^ノに、賜^レ姓曰^ニ朝臣^一と有^リ

○穗積臣ハ、大和国十市郡より、出たる姓にて、同郡に穗津村あり、天武十三年ノ紀に、賜^レ姓曰^ニ朝臣^一見ゆ

○嫪臣、天武十三年ノ紀に采女臣、賜^レ姓曰^ニ朝臣^一とあり、此姓を賜へるハ如何なる由ならむ

故^カ如^レ此言^二向平和荒夫琉神等^一退^シ撥^ハ不伏人等^一而^テ坐^{マシ}畝^{ウチ}
火^ヒ之^ノ、白櫛原宮^{カシハラノミヤニ}、治^{シロシメシキ}天下^{アメノシタ}一也

○不伏は、書紀に、不服、又不順を訓^メり、真^マつらぬの、延語なり

○退撥は、萬葉十九【三十九丁】に、
アマグモニイハフネウケテ天雲爾磐船浮云々、國看之勢志弓安
モリマシ母里麻之、掃平千代累彌嗣繼爾
シラシ所知來流天之日繼等云々、とあるに依
ハラヒタヒラゲテて、波良比多比良牙弓と訓べし、

○退撥ハ、舊訓に、從ひてよめり、足を、ハラヒタヒラゲとよまむにハ、
 拂平と、あるべき例也

○畝火ハ、大和国高市郡也

○白檮原ハ、記傳に、舊モトカシノキ白檮樹原にて、有し故に、負へるなるべしと云へり